

国民保護法制の概要

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

平成18年5月31日

高松市役所庶務課防災対策室

目次

法制の全体像	3
武力攻撃事態対処法と国民保護法	4
国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」	5
武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み	6
武力攻撃事態等の類型	7
地方自治体の危機管理	8
計画策定に当たっての本市の考え方	9

武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備
- 武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

自衛隊法の一部改正

- 防衛施設の構築等の措置及び関係法律の適用除外等の特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

安全保障会議設置法の一部改正

- 議員に総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を追加
- 事態対処専門委員会を新設

：平成15年の通常国会で成立した法律
(いわゆる有事関連3法)

平成16年の通常国会で成立した法律

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

国民の保護のための法制

- 国民保護法

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法一部改正法

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

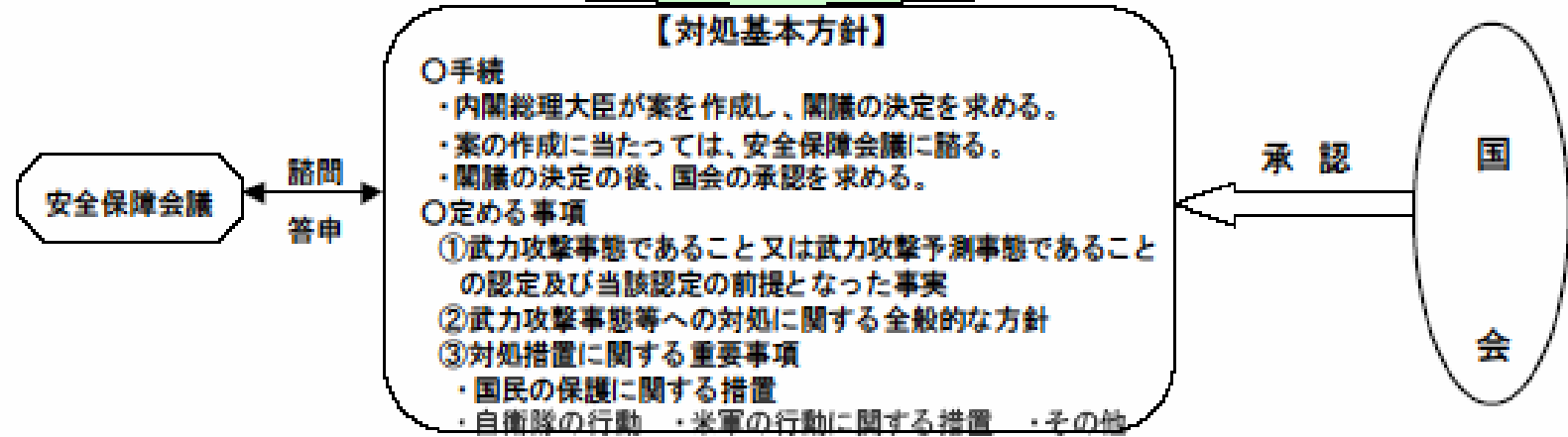
武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

武力攻撃事態対処法

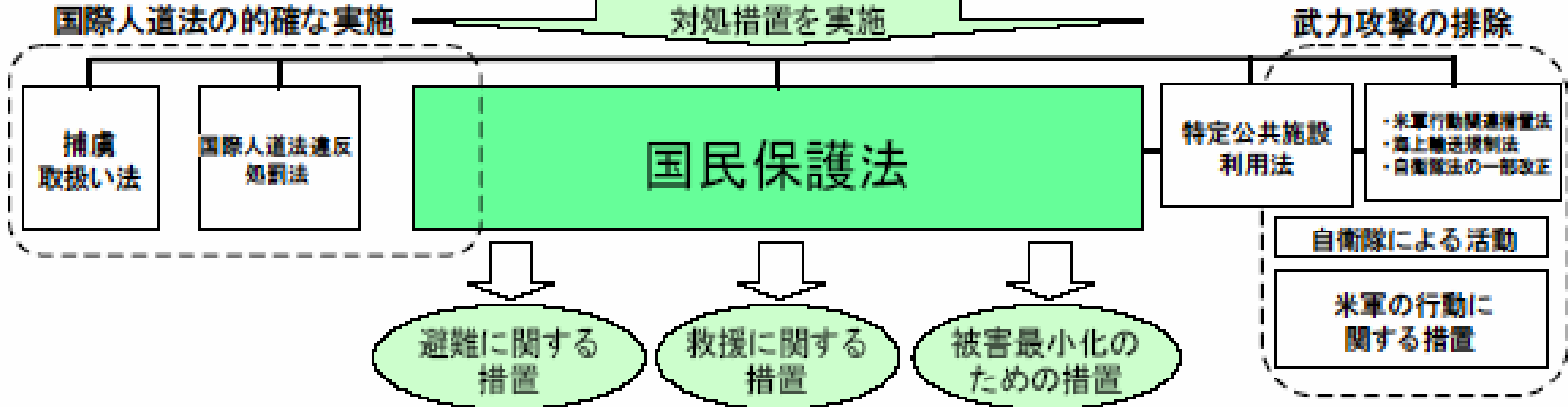
【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

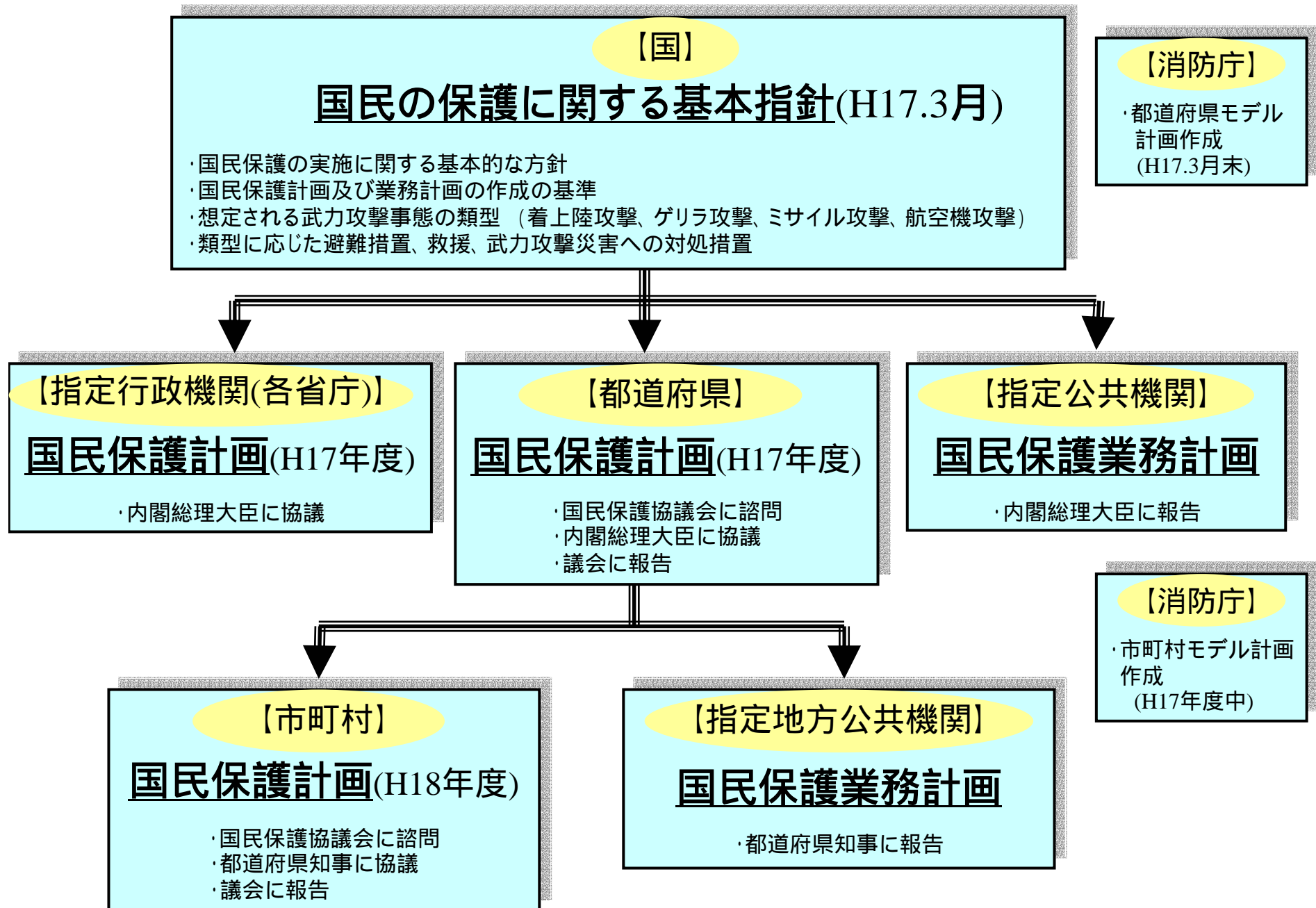


【武力攻撃事態等対策本部】

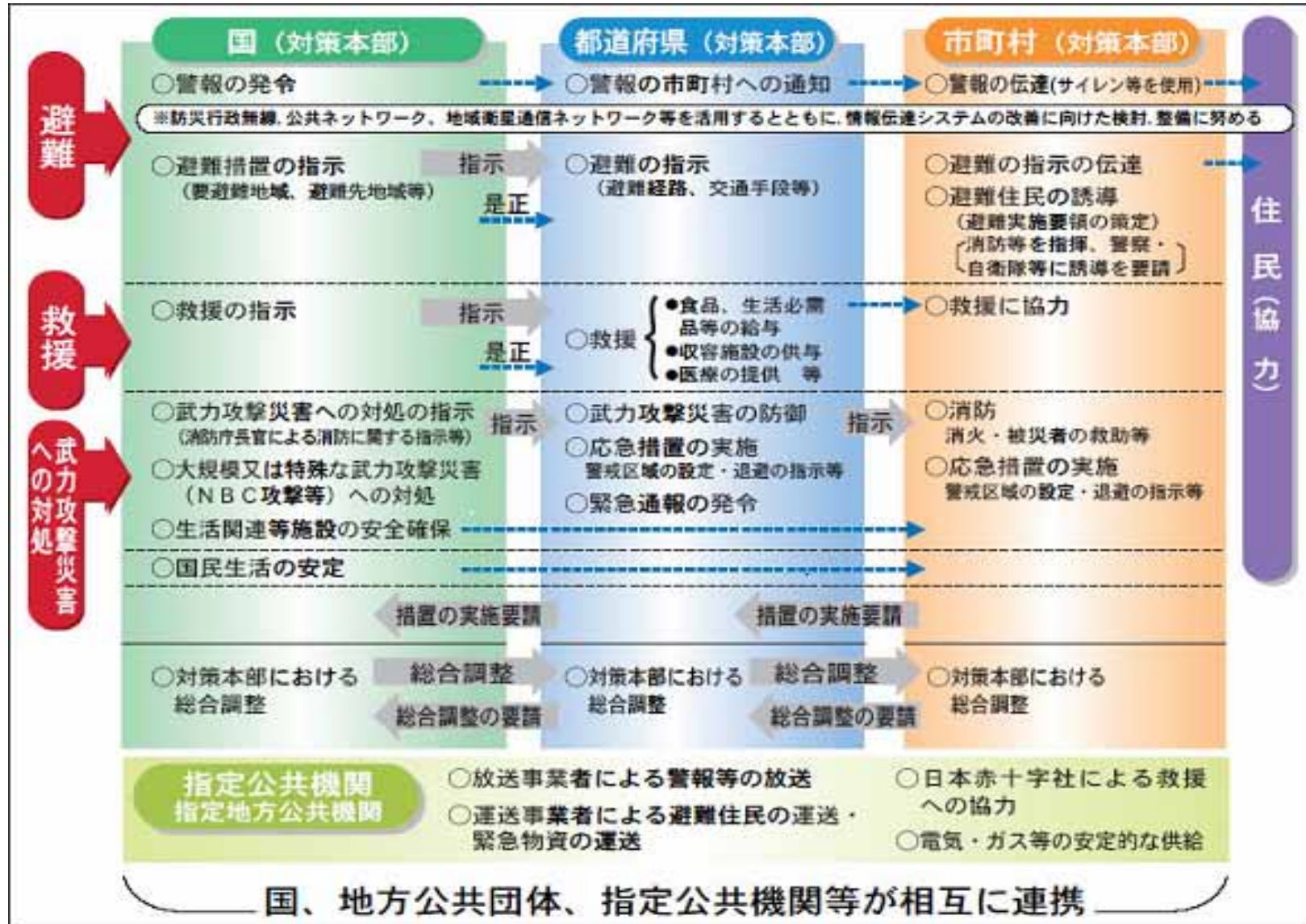
対処基本方針に基づいて
対処措置を実施



国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み



武力攻撃事態の4類型

着上陸侵攻
航空機による攻撃
弾道ミサイル攻撃
ゲリラ・コマンドゥー

(国会審議の中で提示)

緊急対処事態の4類型

原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等
ターミナル駅や列車の爆破等
炭疽菌やサリンの大量散布等
航空機による自爆テロ等

(国会審議の中で提示)

地方自治体の危機管理

自然災害(地震、大雨等)

災害対策基本法 等

事故等(火災、列車事故)

感染症、鳥インフルエンザ 等

武力攻撃、大規模テロ

武力攻撃事態対処法(H15.6月成立)

国民保護法

(H16.6月成立)

地方自治体に災害時と同様、重要な役割

計画策定に当たっての本市の考え方

- ・ 有事という事態を招かないように、国は最大限の外交努力を行うことが、当然の前提。
- ・ 危機管理の一つとして、万が一の場合を想定した備えを行うことは必要。
- ・ 本市国民保護計画は、有事の際に、市民の生命・身体・財産を守るため、本市がなすべき備えをあらかじめ定めておくものとの考えに立ち策定する。